



KOA INFORMATION

税理士法人 小山会計

2022'
3月



10日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2022年4月の予定

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 期限=15日迄
- ・公共法人等の住民税均等割の申告及び納付 期限=30日迄
- ・固定資産税及び都市計画税第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日
- ・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 期間=1日
～20日、または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日(公示による)

2022年5月の予定

- ・特別農業所得者の承認申請 期限=15日迄
- ・令和3年分所得税延納分の納付
- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 以上の期限=31日迄
- ・市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
- ・自動車税の納付 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日



2022年4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2022年5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ は事務所全体が休みです。

最近思うこと

22' March
税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

いまだになかなかコロナ禍から抜け出すことができていない経済的に大変な状況に直面されている皆様方のご不安はいかばかりかと、心中お察し申し上げます。そして医療、介護等の現場で大変なご苦労をされている皆様に敬意を表すとともに、心より感謝申し上げます。本当にいつの世も最前線で働かれている方々が一番大変だと思います。

こんな状況の中で、何か抜本的な解決策はないのでしょうか。毎日、コロナ感染者数の公表だけして、具体的な状況説明(感染が一時収まった原因、濃厚接触者の接触者がした場合の対応策等)が無いまま、ただ感染者数の情報に流されているような気がします。

そして何かあれば、税金から支援金等を一部の方々に支払うことで対応しておりますが、果たしてこれが本当の解決策でしょうか。中小企業、そしてそこに働く皆様方からの貴重な税金を、いとも簡単に支援金として支給しておりますが、果たしてその返済財源はどうするのでしょうか。おそらく皆様方は、将来に相当な不安を持たれていることと思います。

当然、すべての方々にとって良い方策などありませんが、コロナ対策のひとつとして実行された「アベノマスク」ほど税金の浪費はないのではないのでしょうか。製作費・配送費・保管費・焼却

処分費等を含めると、大変な金額になります。某議員が「多額の税金が浪費されているのに対し、誰も責任を問われないのか」と責任の所在を追及したのに対して、某財務大臣は、「税の使われ方は問題なかった」と答えられていたそうです。

私たちは、責任をもって税金を適正に納税することを使命として仕事をしておりますが、右記のような答弁をされたことに對して、すごく残念に思います。

かつての日本人、それも人の上に立つ方々は、誇りをもって仕事をしていたと思います。その誇りは一体、どこにいったしまったのでしょうか。某大臣は、どう見ても自分(私人)の立場を最優先し、公人として国民の視点でなぜ物事を考えられないのでしょうか。

最近あまりにもそんな事件が多発しております。こんな混沌のときこそ、日本国のそして日本国民にとって大切な長期的な視点に立った展望が必要に思えます。中国のGDPは今から三十年前、日本の8分の1でした。それが逆転し、今や日本が中国の3分の1となっています。

GDPが指標として適正か否かわかりませんが、何か我が国にとって長期的な展望が必要に思えます。その提言を是非とも人の上に立つ政治家の方々に目先の私人としての立場でなく、公人として発信していただくと切に願っております。

生前贈与分の合算と格差固定化防止 ～相続税・贈与税のあり方～

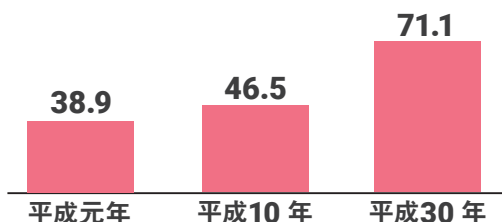
生前贈与分を相続財産と一体化することについて、“改正”ではなく“検討”の旨が令和4年度税制改正大綱に示されていました。この“一体化”について、内閣府の資料^{*1}等から確認します。

高齡世代の貯蓄と「老老相続」

同資料によれば、2014年における年代別の金融資産残高のうち、全体の約6割に相当する約1,000兆円を60歳以上が保有しているなど、高齡世代の貯蓄額は高い傾向にあります。

また、日本人の平均寿命が延び、死亡者（被相続人）も相続人も高齡者という、いわゆる「老老相続」が増えており、結果として相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況にあります。

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比
【被相続人の死亡時の年齢80歳以上の割合(%)】



内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日) 資料: 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

連年贈与による税負担軽減

その一方で、若年世代が相続人となるまでの期間が長いことを逆手に、本来ならば相続税よりも税負担水準が高いはずの贈与税を、将来の相続税よりも低い負担となるように暦年単位で計算（暦年課税）をしながら、タイミングを見計らい長期にわたり生前贈与を行うこと（連年贈与）で、税負担を抑えた資産移転が可能となっています。

同資料では、以下の前提で15年間連年贈与をした場合の税負担が、生前贈与をしなかった場合に比べて2,275万円減少する計算例を紹介しています。

【前提】

- 被相続人（贈与者）の総財産は10億円。
- 相続人は3名（配偶者と子2名）。
- 配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
- 子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
- 子2名にそれぞれ毎年700万円を贈与。

(単位: 万円)

生前贈与年数	贈与税額	相続税額	合計
なし	0	17,810	17,810
5年間	880	16,147	17,027
10年間	1,760	14,485	16,245
15年間	2,640	12,895	15,535

内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日) 資料: 連年贈与による税負担軽減の計算例」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

資産移転の時期の選択に中立的な税制

経済社会の構造が変化する中でのこのような生前贈与を活用した税負担の軽減について、国は適切な税負担がないまま次世代へ資産が移転されることによる、中立性の欠如と格差固定への懸念を示しています。

たとえば政府与党の令和4年度税制改正大綱には、今後の税制改正に当たっての基本的考え方の中で、『相続税・贈与税のあり方』として、次の一文がありました。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

この「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」とは、具体的には**生前贈与をしてもしなくても最終的な税の負担が変わらないような税制をつくる**ことを指しており、実現するには、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する必要があります。

相続時精算課税制度

この相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度として、現行では“相続時精算課税制度”があります。これは、この制度選択後の生前贈与分を、相続時に相続財産に加算して相続税の計算をしながら、当該生前贈与分に係る贈与税を精算する制度で、平成15年度(2003年度)に次世代への資産移転や、これによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されました。ただし、この制度を適用して令和2年分の申告をした人員数は3万9千人で、暦年課税の44万6千人と比べて利用が多いとはいえない側面があります。

諸外国の制度を参考に

また、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度を構築するために国が参考として示しているのは、アメリカ、ドイツ、フランスの税制です。いずれの国も贈与税と相続税(アメリカは遺産税)を一体的に捉えて課税しています。他方、日本では現状、相続時精算課税制度適

用分を除き、相続前3年以内の贈与分しか一体的に課税されていません。

国名	相続財産額と一体的に課税される生前贈与分
アメリカ	一生涯の累積贈与額
ドイツ	相続前10年以内の累積贈与額
フランス	相続前15年以内の累積贈与額
日本	(暦年課税) 相続前3年以内の贈与 (相続時精算課税) 選択後の累積贈与額

内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日) 資料: 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf> を基に作成

上記諸外国を参考に、どこまでの生前贈与分を一体的に課税することになるのか等、今後の情報に注目していきましょう。

非課税措置の見直し

なお、相続税と贈与税の一体化の他、経済対策の一環で設けられた次の非課税措置については、ある程度まとまった金額まで贈与税の負担がないことから、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されています。

非課税措置	非課税限度額
	適用期限
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(教育資金用の贈与)	1,500万円
	令和5年3月31日
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(結婚や妊娠・出産・育児資金用の贈与)	1,000万円
	令和5年3月31日
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置(マイホーム取得用の贈与)	1,000万円 ^{※2,3}
	令和5年12月31日 ^{※2}

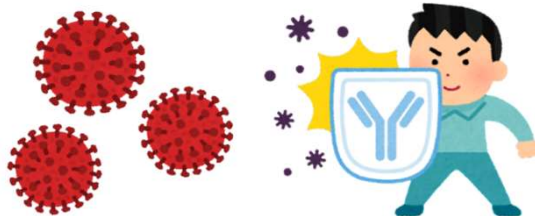
※2 令和4年度税制改正適用後(2022年1月1日以後の贈与)の内容です。
※3 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅以外は500万円が非課税限度額です。

こちらもあわせてご確認ください。

※1 内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日) 資料 [総4-2] 説明資料(資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について)」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>

リスク対策室より

新型コロナウイルスと生命保険



幾度となく流行の波を繰り返し、2年が経過しましたが未だ終息が見えないコロナ禍。リスク対策として加入いただいた保険、どういう場合に使えるのかどんな利用方法があるかまとめました。参考にいただければ幸いです。

〈**死亡時**〉新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、死亡保険金の支払い対象に加えて、災害死亡保険金等についても対象とする保険会社もあります。(※)

〈**入院時**〉新型コロナウイルス感染症は「疾病」に該当しますので、治療を目的とした入院は疾病入院給付金の支払い対象となります。なお、みなし陽性等により医師の指示で医療機関へ入院している場合も給付対象とする保険会社もあります。(※)
(※詳しくは各生命保険会社へご確認ください)

〈**資金難**〉経営上、資金繰り等の問題がある場合は加入中の保険で返戻金のあるものを活用し当座のお金を都合する「契約者貸し付け」の制度が利用できる場合があります。

民間の生命保険会社の医療保険について、よくある疑問については以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（医療保険版）

出展：メディケア生命ホームページより抜粋

※取扱いには保険会社により異なりますので各社にご確認ください

Q:コロナで**自宅療養**をしています。請求対象になりますか？

A:陽性診断日以降の自宅療養であれば概ね請求対象となります。
裏面を参照ください。



Q:同じく自宅療養の場合**入院一時金**給付特約も対象になりますか？

A:主契約入院が対象になれば併せて対象となります。

Q：家族が新型コロナに感染し、被保険者が**濃厚接触者**となった場合は保障の対象となりますか？

A:あくまでも本人が陽性と診断されたという事実が必要となります。

陽性と診断確定されたうえで医師や保健所の指示をうけての療養であれば請求対象となります。

Q:薬局の無料**PCR検査**や**抗体検査**でコロナ陽性となった場合は請求対象となりますか？

A:コロナ陽性との医師の診断があり、医師・保健所指示による療養であれば対象となります。
薬局でのPCR検査や抗体検査で陽性結果となっても
医師の診断に基づくものでなければ対象外となります。

Q:新型コロナウイルス感染症の**陽性証明書**・療養期間のわかる証明書を
他の保険会社でも使いたいのですがコピーの提出でも良いですか？

A:コピーで対応可能です。



〈参考：入院給付金等の特別取扱〉

※取扱いは会社により異なりますので各社にご確認ください

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金等の特別取扱について

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、入院だけでなく、自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられる場合も、入院給付金等のお支払いの対象としてお取扱いたします。

自宅療養時の給付金請求までの流れ

診断

●検査結果が陽性で、保健所の判断により自宅等での療養の指示を受ける。

●厚生労働省の定める退所・解除の取扱基準に則り、以下①または②に該当した場合に退所・解除となる。

退所・解除の取扱基準

有症状者

- ①発症日^{*1}から10日間経過し、かつ、症状軽快^{*2}後72時間経過
- ②症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認

無症状者

- ①検体採取日^{*3}から10日間経過
- ②検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認

*1 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。*2 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。*3 陽性確定に係る検体採取日とする。

※退所・解除の取扱基準は今後見直される場合があります。

出典：厚生労働省「退院基準・解除基準の改定」[新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)]より作成

●必要な書類を準備し、給付金を請求する。

当社への給付金請求時の必要書類

宿泊・自宅療養

- 治療内容報告書(本人記入)
- 保健所等発行の証明書(入院勧告書または就業制限・解除通知等)
- 給付金請求書

ご参考 入院

- 治療内容報告書(本人記入)
- 病院の領収書のコピー
- 給付金請求書

※自宅等での療養に関する支払対象期間は、原則、PCR検査等で陽性と判明した日から厚生労働省等の定める解除基準に該当した日(保健所等から通知された解除日)となります。

必ずご確認ください



濃厚接触者として自宅等で待機した場合や、休業要請により自宅等で待機した場合等は、お支払いの対象となりません。



入院給付金等の特別取扱については2021年11月時点での取扱いであり、今後法令の改正等により変更する可能性があります。

日常を取り戻すまで、あとどれ位かかるか分かりませんが、諸外国では徐々におさまりつつあるようです。皆で協力し、このコロナ禍を乗り越えましょう。



事業主の皆様へ

令和4年3月分(4月支給給与)より 協会けんぽ長野支部の健康保険料率が改定されます。

健康保険・介護保険料率（令和4年3月分～ 適用）

◆健康保険料率…9.71% → 9.67% (－0.04%)

◆介護保険料率…1.80% → 1.64% (－0.16%)



令和4年3月分（4月支給給与）からの

協会けんぽ長野支部の健康保険料・厚生年金保険料表は裏面にございます。



令和4年度の雇用保険料率について(予定)

～令和4年4月と10月の二段階引き上げが決定！～

◆令和4年4月1日から9月30日までの雇用保険料率は、以下のとおりの予定です。
（現時点では未決定です。）令和4年4月の第一段階の引上げでは、雇用保険二事業分が
変わるのみなので、労働者の負担率は変わりませんが、令和4年10月からまた雇用保険
料率が変更になる予定ですので、今後の法改正に注目してください。

負担者 事業の種類	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

健康保険料(協会けんぽ長野支部)・厚生年金保険料 令和4年3月分(令和4年4月支給給与)より (単位:円)

標準報酬			報酬月額	健康保険料					厚生年金保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合(40歳以上～65歳未満の方)			一般、坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
				9.67%	4.835%	11.31%	5.655%	(0.82%)	18.300%	9.150%
等級	月額	日額	円以上 円未満	全額	折半額	全額	折半額	左の折半額に含まれる介護保険料	全額	折半額
1	58,000	1,930	～ 63,000	5,608.6	2,804.3	6,559.8	3,279.9	475.6		
2	68,000	2,270	63,000 ～ 73,000	6,575.6	3,287.8	7,690.8	3,845.4	557.6		
3	78,000	2,600	73,000 ～ 83,000	7,542.6	3,771.3	8,821.8	4,410.9	639.6		
4(1)	88,000	2,930	83,000 ～ 93,000	8,509.6	4,254.8	9,952.8	4,976.4	721.6	16,104.0	8,052.0
5(2)	98,000	3,270	93,000～101,000	9,476.6	4,738.3	11,083.8	5,541.9	803.6	17,934.0	8,967.0
6(3)	104,000	3,470	101,000～107,000	10,056.8	5,028.4	11,762.4	5,881.2	852.8	19,032.0	9,516.0
7(4)	110,000	3,670	107,000～114,000	10,637.0	5,318.5	12,441.0	6,220.5	902.0	20,130.0	10,065.0
8(5)	118,000	3,930	114,000～122,000	11,410.6	5,705.3	13,345.8	6,672.9	967.6	21,594.0	10,797.0
9(6)	126,000	4,200	122,000～130,000	12,184.2	6,092.1	14,250.6	7,125.3	1,033.2	23,058.0	11,529.0
10(7)	134,000	4,470	130,000～138,000	12,957.8	6,478.9	15,155.4	7,577.7	1,098.8	24,522.0	12,261.0
11(8)	142,000	4,730	138,000～146,000	13,731.4	6,865.7	16,060.2	8,030.1	1,164.4	25,986.0	12,993.0
12(9)	150,000	5,000	146,000～155,000	14,505.0	7,252.5	16,965.0	8,482.5	1,230.0	27,450.0	13,725.0
13(10)	160,000	5,330	155,000～165,000	15,472.0	7,736.0	18,096.0	9,048.0	1,312.0	29,280.0	14,640.0
14(11)	170,000	5,670	165,000～175,000	16,439.0	8,219.5	19,227.0	9,613.5	1,394.0	31,110.0	15,555.0
15(12)	180,000	6,000	175,000～185,000	17,406.0	8,703.0	20,358.0	10,179.0	1,476.0	32,940.0	16,470.0
16(13)	190,000	6,330	185,000～195,000	18,373.0	9,186.5	21,489.0	10,744.5	1,558.0	34,770.0	17,385.0
17(14)	200,000	6,670	195,000～210,000	19,340.0	9,670.0	22,620.0	11,310.0	1,640.0	36,600.0	18,300.0
18(15)	220,000	7,330	210,000～230,000	21,274.0	10,637.0	24,882.0	12,441.0	1,804.0	40,260.0	20,130.0
19(16)	240,000	8,000	230,000～250,000	23,208.0	11,604.0	27,144.0	13,572.0	1,968.0	43,920.0	21,960.0
20(17)	260,000	8,670	250,000～270,000	25,142.0	12,571.0	29,406.0	14,703.0	2,132.0	47,580.0	23,790.0
21(18)	280,000	9,330	270,000～290,000	27,076.0	13,538.0	31,668.0	15,834.0	2,296.0	51,240.0	25,620.0
22(19)	300,000	10,000	290,000～310,000	29,010.0	14,505.0	33,930.0	16,965.0	2,460.0	54,900.0	27,450.0
23(20)	320,000	10,670	310,000～330,000	30,944.0	15,472.0	36,192.0	18,096.0	2,624.0	58,560.0	29,280.0
24(21)	340,000	11,330	330,000～350,000	32,878.0	16,439.0	38,454.0	19,227.0	2,788.0	62,220.0	31,110.0
25(22)	360,000	12,000	350,000～370,000	34,812.0	17,406.0	40,716.0	20,358.0	2,952.0	65,880.0	32,940.0
26(23)	380,000	12,670	370,000～395,000	36,746.0	18,373.0	42,978.0	21,489.0	3,116.0	69,540.0	34,770.0
27(24)	410,000	13,670	395,000～425,000	39,647.0	19,823.5	46,371.0	23,185.5	3,362.0	75,030.0	37,515.0
28(25)	440,000	14,670	425,000～455,000	42,548.0	21,274.0	49,764.0	24,882.0	3,608.0	80,520.0	40,260.0
29(26)	470,000	15,670	455,000～485,000	45,449.0	22,724.5	53,157.0	26,578.5	3,854.0	86,010.0	43,005.0
30(27)	500,000	16,670	485,000～515,000	48,350.0	24,175.0	56,550.0	28,275.0	4,100.0	91,500.0	45,750.0
31(28)	530,000	17,670	515,000～545,000	51,251.0	25,625.5	59,943.0	29,971.5	4,346.0	96,990.0	48,495.0
32(29)	560,000	18,670	545,000～575,000	54,152.0	27,076.0	63,336.0	31,668.0	4,592.0	102,480.0	51,240.0
33(30)	590,000	19,670	575,000～605,000	57,053.0	28,526.5	66,729.0	33,364.5	4,838.0	107,970.0	53,985.0
34(31)	620,000	20,670	605,000～635,000	59,954.0	29,977.0	70,122.0	35,061.0	5,084.0	113,460.0	56,730.0
35(32)	650,000	21,670	635,000～665,000	62,855.0	31,427.5	73,515.0	36,757.5	5,330.0	118,950.0	59,475.0
36	680,000	22,670	665,000～695,000	65,756.0	32,878.0	76,908.0	38,454.0	5,576.0	4(1)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。 35(32)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。	
37	710,000	23,670	695,000～730,000	68,657.0	34,328.5	80,301.0	40,150.5	5,822.0		
38	750,000	25,000	730,000～770,000	72,525.0	36,262.5	84,825.0	42,412.5	6,150.0		
39	790,000	26,330	770,000～810,000	76,393.0	38,196.5	89,349.0	44,674.5	6,478.0		
40	830,000	27,670	810,000～855,000	80,261.0	40,130.5	93,873.0	46,936.5	6,806.0	②健康保険料は、介護保険料に該当しない被保険者は標準報酬月額に1000分の96.7を、介護保険に該当する被保険者は1000分の113.1をそれぞれ乗じた額です。 ③厚生年金保険料は、一般について標準報酬月額に1000分の183を乗じた額です。 ④被保険者負担分に円未満の端数がある場合 ⑤事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合切り捨て、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。 ⑥被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合切り捨て50銭以上の場合は切り上げて1円となります。①②③に関わらず、事業主と被保険者で、特約がある場合は特約に基づき端数処理できる。	
41	880,000	29,330	855,000～905,000	85,096.0	42,548.0	99,528.0	49,764.0	7,216.0		
42	930,000	31,000	905,000～955,000	89,931.0	44,965.5	105,183.0	52,591.5	7,626.0		
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	94,766.0	47,383.0	110,838.0	55,419.0	8,036.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	99,601.0	49,800.5	116,493.0	58,246.5	8,446.0		
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	105,403.0	52,701.5	123,279.0	61,639.5	8,938.0		
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	111,205.0	55,602.5	130,065.0	65,032.5	9,430.0		
47	1,210,000	40,330	1,175,000～1,235,000	117,007.0	58,503.5	136,851.0	68,425.5	9,922.0		
48	1,270,000	42,330	1,235,000～1,295,000	122,809.0	61,404.5	143,637.0	71,818.5	10,414.0		
49	1,330,000	44,330	1,295,000～1,355,000	128,611.0	64,305.5	150,423.0	75,211.5	10,906.0		
50	1,390,000	46,330	1,355,000～	134,413.0	67,206.5	157,209.0	78,604.5	11,398.0		

雇用関係の「助成金」を活用してみませんか

～ 助成金を申請するまでの流れを、3つのステップで紹介 ～

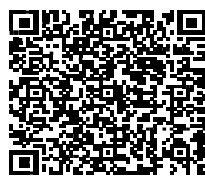
厚生労働省が提供する助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに役立つものが多数あります。助成金を申請するまでの流れをご案内しますので、事業主の皆さま、この機会に助成金の活用を検討してみませんか。

STEP 1. どんな助成金があるのか調べる

厚生労働省ウェブサイト

雇用関係助成金検索ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html



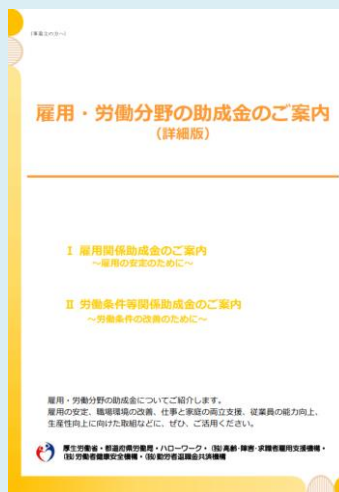
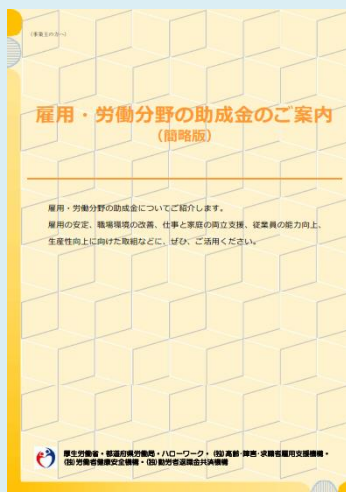
「取組内容」や「対象者」から、
助成金が検索できます。



パンフレット

「雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版・詳細版）」

- ・簡略版 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000758206.pdf>
- ・詳細版 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000763045.pdf>



支給要件、支給額などの
詳細は、パンフレット
をご参照ください。



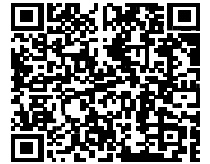
STEP 2. 担当者に相談する

厚生労働省ウェブサイト 申請等受付窓口一覧

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

ご不明な点は、都道府県労働局や
ハローワークにご相談ください。

厚生労働省ウェブサイト「申請等受付窓口一覧」のスクリーンショット。画面には、北海道・東北地方、関東甲信越地方、東海・北陸地方、近畿地方、中国・四国地方、九州地方の各地方自治体の申請窓口がリストアップされている。また、申請可能な助成金の種類（キャリアアップ助成金、雇用関係助成金、生産性要件認定シート等）も記載されている。

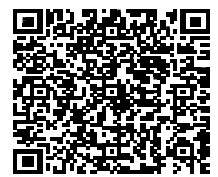


STEP 3. 助成金を申請する

厚生労働省ウェブサイトから
該当の申請様式をダウンロードしてください。

① 共通の要件等に関する申請様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00018.html



② 各助成金に関する申請様式

※ キャリアアップ助成金（正社員化コース）の場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



雇用関係助成金に共通の要件等

雇用関係助成金に共通の要件等【PDF形式：391KB】

雇用関係助成金を受給するためにはここに掲げる共通の要件等を満たす必要があります。また、生産性を向上させた企業は助成金が割増されることがあります。詳しくはこちら。

共通要領 様式第1号 支給要件確認申請書【DOC形式：63KB】

※記入例【PDF形式：305KB】

共通要領 様式第2号 生産性要件算定シート【XLSX形式：26KB】

共通要領 様式第2-1号 生産性要件算定シート（社会福祉法人）【XLSX形式：96KB】

共通要領 様式第2-2号 生産性要件算定シート（医療法人）【XLSX形式：91KB】

共通要領 様式第2-3号 生産性要件算定シート（公益法人）【XLSX形式：86KB】

共通要領 様式第2-4号 生産性要件算定シート（NPO法人）【XLSX形式：84KB】

共通要領 様式第2-5号 生産性要件算定シート（学校法人）【XLSX形式：84KB】

共通要領 様式第2-6号 生産性要件算定シート（個人事業主）【XLSX形式：170KB】

※記入例【PDF形式：1MB】

共通要領 様式第3号 与信情報承諾書【DOC形式：34KB】

※記入例

支給方法・号

※記入例

申請様式を作成後、
STEP2の窓口申請します。

キャリアアップ助成金（キャリアアップ助成金）の申請様式。画面には、キャリアアップ助成金の概要、申請の流れ、申請書類のリストアップ、申請書の記入方法などが記載されている。また、申請書のダウンロードリンクも提供されている。



新入社員のご紹介



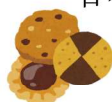
たきざわ れいじ
瀧澤 零士



- | | |
|---------|-------------|
| ① 出身地 | 長野県千曲市 |
| ② 趣味 | スイーツ巡り |
| ③ 好きな映画 | マスク |
| ④ 尊敬する人 | コービー・ブライアント |
| ⑤ 座右の銘 | 成功は偶然ではない |



1月21日に小山会計に入社いたしました、瀧澤零士と申します。皆様に満足していただけるよう、日々精進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間のお知らせ

今年は、各市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間が下記の通りとなります。

この時期は無料で固定資産課税台帳を縦覧することができますが、

**お取り頂く際は、市町村によっては料金がかかる場合もございますので、
ご注意下さい。**

詳しくは各市町村へお問い合わせ願います。

(縦覧時、本人確認のできるものが必要となります。)



編 集 後 記

厳しい冬の寒さが徐々に薄れ、少しずつ暖かい春の気候になってきました。春といえばウグイスの「ホケキ」というさえずりを連想される方もいらっしゃると思いますが、ウグイスは梅の花が咲く頃に人里で鳴き始めることから「春告鳥(はるうけどり)」とも呼ばれているそうです。ウグイスのオスのみが自分の子孫を残すためのメスの求愛行動としてこのさえずりをしており、多分、時々は一日に千回ほどさえずりをすると言われています。各地の気象台ではウグイスが「ホケキ」とさえずりはじめた日を「二〇二〇年まではウグイスの初鳴日」として観測していました。

このウグイスの「ホケキ」という鳴き声は、春にはよく聞きますが、なぜか秋や冬にはほとんど聞きません。ウグイスは二月初旬頃からさえずりはじめ、八月下旬頃までは市街地に近しい公園や林などでもその鳴き声を聞くことができますが、ウグイスはその後、山地に移動して巣を作り、冬を過ごすそうです。秋から冬にかけては「ホケキ」とは鳴かずに「チャツチャツ」という缶鳴きと呼ばれる声をオスもメスも出すだけだそうです。季節で鳴き声が変わるといふのも、なんだか趣がありますね。

(編集担当 萩原)

上田市・佐久市・小諸市・東御市

4/1~5/2

長野市・千曲市・松本市

4/1~5/31

※坂城町(現時点では、まだ未定)